

平成29年度採用予定  
松 阪 市 職 員 募 集 要 項

第1次試験：平成28年9月18日（日）

- 応募受付期間：7月20日（水）～8月17日（水）（土日祝を除く）
- 郵送の場合：7月20日（水）～8月17日（水）必着  
※郵送は簡易書留に限ります。

松阪市 総務部 職員課

※※応募に当たっては、必ず本要項をご一読ください。※※

**「しあわせ創造型職員を目指せ！」**

松阪市では平成22年3月に「松阪市人材育成基本方針」を策定し、人材育成施策の基本テーマを「しあわせ創造型職員を目指せ！」として、「4つのしあわせ」を創造する職員の姿を目指す職員像として掲げています。

松阪市の職員として共に“しあわせ”を創造していく覚悟と意欲をお持ちの方の応募をお待ちしています。

**松阪市の職員として「求められる職員像」とは**

- 市民の“しあわせ”を創造します  
市民の視点に立ち愛と勇気を持って行動し、期待に応える職員
- 仕事の“しあわせ（成功）”を創造します  
高いコスト意識と経営感覚を持った職員
- 組織・仲間の“しあわせ（やりがい）”を創造します  
目標とプロセスを共有しお互いを認め合い、よりよい仕事を目指す職員
- 職員の“しあわせ（達成感）”を創造します  
行政のプロとして自らの資質・能力の向上に努める職員

（「松阪市人材育成基本方針」より）

## 1. 募集職種・職務内容及び採用予定人員

募集職種	主な職務内容	採用予定人員
事務職	一般行政事務に従事します。	10人程度
事務職 【障がい者対象】		若干名
技術職 【土木】	土木関係の専門技術を要する業務に従事します。	2人程度
技術職 【建築】	建築関係の専門技術を要する業務に従事します。	若干名
技術職 【電気】	電気関係の専門技術を要する業務に従事します。	若干名
幼稚園教諭 ・ 保育士職	幼稚園での幼児教育又は保育園等の児童福祉施設での乳幼児保育業務に従事します。 ※採用後に幼稚園・保育園等の中で人事異動が行われる場合があります。	12人程度
保健師職	保健・健康指導や介護、福祉業務に従事します。	3人程度
栄養士職	給食管理・栄養指導等の業務に従事します。	若干名
労務職	市内施設での労務作業（清掃収集作業・学校用務・給食調理・道路維持管理業務等）に従事します。 ※採用後に作業内容が異なる施設への人事異動が行われる場合があります。	若干名

## 2. 職種別受験資格

職 種	年 齢	学 歴 ・ 資 格 等
事 務 職	昭和56年4月2日 ～平成11年4月1 日に生まれた方	学校教育法に定める高等学校以上の教育課程を平成29年3月末までに卒業（修了）、または卒業（修了）見込みの方、及び文部科学省の実施する高等学校卒業程度認定試験（旧名称：大学入学資格検定試験）に合格した方
事 務 職 【障がい者対象】		上記事務職の学歴・資格等の要件を満たす方で、身体障害者手帳の交付を受け、次の全ての要件を満たす方 ○自力による通勤が可能で、介護者なしに事務職としての職務の遂行が可能 ○活字印刷文による出題に対応できる
技 術 職 【土 木】		(1) 学校教育法に定める高等学校以上の教育課程を平成29年3月末までに卒業（修了）、または卒業（修了）見込みの方で土木技術の専門科目を履修している方 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人
技 術 職 【建 築】		(1) 学校教育法に定める高等学校以上の教育課程を平成29年3月末までに卒業（修了）、または卒業（修了）見込みの方で建築技術の専門科目を履修している方 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人
技 術 職 【電 気】		(1) 学校教育法に定める高等学校以上の教育課程を平成29年3月末までに卒業（修了）、または卒業（修了）見込みの方で電気技術の専門科目を履修している方 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人
幼稚園教諭 ・ 保育士職		幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を取得している方、または平成29年3月末までに取得見込みの方
保 健 師 職		保健師免許を取得している方、または平成29年3月末までに取得見込みの方
栄 養 士 職		栄養士免許を取得している方、または平成29年3月末までに取得見込みの方
労 務 職		学歴・資格要件はありません
<p>◎ 上記のすべての職種に共通して、地方公務員法第16条（8ページ参照）に該当しない方で、松阪市へ通勤可能であること。</p> <p>◎ 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者または特別永住者の在留資格を有すること。なお、外国籍の方は採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職には任用できません。</p>		

### 3. 応募手続き

#### (1) 書類の配布

配布開始日：平成28年7月20日（水）から配布します。

1) 市役所・各地域振興局で受け取る場合

配布場所：松阪市役所 3階 職員課

嬉野、三雲、飯南、飯高各地域振興局 地域振興課

配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・祝日は除きます。）

2) 松阪市ホームページ(<http://www.city.matsusaka.mie.jp/>)からダウンロードする場合

受験申込書・受験調査票・受験票をダウンロードして使用する場合は、必ずA4サイズの白い紙にプリントアウト（片面印刷）してご使用ください。

※上記1) 2) による入手が困難な場合は職員課（電話0598-53-4331）にご連絡ください。

#### (2) 応募方法

1) 持参する場合

提出場所：松阪市役所 3階 職員課

受付期間：平成28年7月20日（水）から8月17日（水）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・祝日は除きます。）

※各地域振興局地域振興課での受付及び預かりはいたしませんのでご注意ください。

2) 郵送する場合

方 法：角形2号封筒（表面左下に朱書きで「応募書類在中」と記入）に応募書類を封入し、必ず『簡易書留』で送付してください。

宛 先：〒515-8515 松阪市殿町1340-1

松阪市役所 総務部 職員課 へ郵送してください。

受付期間：平成28年7月20日（水）から8月17日（水）到着分まで

8月17日（水）必着のこと

#### (3) 受験申込み（応募）に必要な書類等 ※1

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ① 松阪市職員採用試験受験申込書                 | 1通 |
| ② 松阪市職員採用試験受験調査票・受験票 ※2          | 1通 |
| ③ 返信用封筒 ※3                       | 2通 |
| ④ 身体障害者手帳の写し（事務職【障がい者対象】）の方のみ ※4 | 1通 |

※1 ①～③は黒のボールペンを使用し、自書にてご記入ください（消えるペンは不可）。

なお、怪我などの事情により一時的に自書が困難な場合は代筆も可とします。

※2 申込書、受験票は松阪市所定のものに同一の写真（縦4cm×横3cm 裏面に受験職種・名前を記入のこと）を貼り、必要事項を記入してください。

※3 封筒は長形3号（23.5cm×12cm）とします。受験票の送付、第一次試験の可否の通知を送付しますので、2通とも82円切手を貼付し返信先の郵便番号、住所、名前（あて名の敬称は「様」）を記入してください。

※4 顔写真及び等級がわかる様にコピーしてください。

#### (4) 受験申込の注意事項

- 1) 上記(3)で提出された書類に、記載漏れ等の不備があった場合は受付できません。なお、記載漏れ等による書類提出の遅延等については一切の責任を負いかねます。  
また、提出された書類に虚偽の記載等があった場合は受験が無効になることがあります。
- 2) 郵送で申込みの場合、「簡易書留」以外の方法で郵送された申込みは受付できないことがあります。郵便事情等による書類到着の遅延等については一切の責任を負いかねます。
- 3) インターネット、Eメール等での受付はできません。
- 4) 8月17日(水)午後5時15分以降の受付はできません。
- 5) 受付期間の最終日は大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。

受験票及び第1次試験の案内は、8月下旬に返信希望先(返信用封筒に記入された住所)に郵送します。

受験票が、9月2日を過ぎても返信希望先に届かない場合は、松阪市役所総務部職員課(電話0598-53-4331)までお問い合わせください。

#### 4. 試験期日

##### 【第1次試験】

日時 : 平成28年9月18日(日) 受付 午前8時00分

場所 : 松阪市立殿町中学校(松阪市殿町1508番地1)

※試験会場には駐車スペースが無いため公共交通機関をご利用ください。なお、近隣等への無断駐車ならびに駐車違反が発見された場合は失格とさせていただきます。

※試験会場では携帯電話の使用はできません。

※合否結果は、受験者全員に郵送により通知します。松阪市のホームページには合格者の受験番号のみ掲載します。

※第1次試験に合格の方には、第2次試験の日時・場所等をあわせて通知します。また、下記の書類を提出していただきますので、予め用意しておいてください。(労務職は提出の必要はありません。)

ア	最終卒業(修了)又は見込みの学校の成績証明書	1通
イ	最終学校の卒業・修了(または見込み)証明書	1通
ウ	高等学校卒業程度認定試験(旧名称:大学入学資格検定試験) の合格者の方は、「合格証明書」	1通
エ	高等学校卒業程度認定試験(旧名称:大学入学資格検定試験) の合格者の方は、「合格成績証明書」	1通
オ	幼稚園教諭免許取得(または見込み)及び保育士資格取得(または見込み)証明書《幼稚園教諭・保育士職》	各1通
カ	保健師免許取得(または見込み)証明書《保健師職》	1通
キ	栄養士免許取得(または見込み)証明書《栄養士職》	1通

**【注意】** 第1次試験では、いずれかの試験科目において一定の基準に達していない場合は、不合格となります。

**【第2次試験】**（第1次試験に合格された方のみ）

試験日（予定）：平成28年10月中旬～平成28年11月下旬

上記期間のうち3日間程度（※但し幼稚園教諭・保育士職は4日間程度）

**※都合により、日数及び試験期間を変更する場合があります。**

**5. 採用予定者の決定**

第2次試験終了後、決定します。

※合否結果は、第2次試験受験者全員に郵送により通知します。松阪市のホームページには合格者の受験番号のみ掲載します。

**【注意】 採用までにそれぞれの職種で必要とされる学歴、免許及び資格等を取得できない場合は採用を取り消します。**

**6. 採用予定年月日**

平成29年4月1日

**7. 給 与**

「松阪市職員の給与に関する条例」等に基づき支給します。

<参考>平成28年4月現在、事務職・技術職員における新卒者の初任給は、大学卒業者で176,700円、短期大学卒業者で157,300円、高等学校卒業者で144,600円です。なお、労務職の初任給については年齢により変わります。

**8. 募集についての問い合わせ**

松阪市役所 総務部 職員課 人事・研修係

住 所 〒515-8515 松阪市殿町1340-1

電 話 0598(53)4331

Eメール syo.div@city.matsusaka.mie.jp

【試験科目一覧表】

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
事務職	教養試験、事務適性検査	適性検査、一般性格診断検査、 集団討論、作文、面接
事務職 【障がい者対象】	教養試験、事務適性検査	適性検査、一般性格診断検査、 作文、面接
技術職 【土木】【建築】【電気】	教養試験、専門試験	適性検査、一般性格診断検査、 集団討論、作文、面接
幼稚園教諭・保育士職	教養試験、専門試験	適性検査、一般性格診断検査、 面接、音楽実技
保健師職	教養試験、専門試験	適性検査、一般性格診断検査、 集団討論、作文、面接
栄養士職	教養試験、専門試験	適性検査、一般性格診断検査、 集団討論、作文、面接
労務職	教養試験、労務適性検査	適性検査、一般性格診断検査、 面接

※都合により、試験科目を変更する場合があります。

【第1次試験内容】

試験科目	内 容
教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての筆記試験（択一式）
教養試験【労務職】	社会常識、日本語能力及び数的処理能力についての筆記試験（択一式）
事務適性検査【事務職】	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験（択一式）
専門試験【技術職・土木】	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工についての筆記試験（択一式）
専門試験【技術職・建築】	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工についての筆記試験（択一式）
専門試験【技術職・電気】	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術についての筆記試験（択一式）
専門試験【幼稚園教諭・保育士職】	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む。）、発達心理、教育学及び法規についての筆記試験（択一式）
専門試験【保健師職】	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論についての筆記試験（択一式）
専門試験【栄養士職】	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営についての筆記試験（択一式）
労務適性検査【労務職】	労務職員としての適応性を、作業適性と社会適性の両面からみる筆記試験（択一式）

※過去の試験問題については非公開となっています。



## 参考 1

### 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 参考 2

### 外国籍職員の任用に関する基準について

#### 【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

松阪市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

#### （1）公権力の行使に相当する職務

- ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- ④その他公権力の行使に該当することとなる職務

#### （2）公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、松阪市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐等以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。